



平成27年5月11日

各 位

会社名 株式会社ぐるなび
代表者名 代表取締役社長 久保 征一郎
(コード番号：2440 東証第一部)
問合せ先 取締役副社長執行役員管理本部長 飯塚 久夫
(TEL：03-3500-9700)

「内部統制システム構築の基本方針」の一部改定に関するお知らせ

当社は、平成27年5月11日開催の取締役会において、「内部統制システム構築の基本方針」を一部改定することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。
(主な変更箇所は下線で示しております。)

記

会社法および会社法施行規則に基づき、以下のとおり、当社および当社子会社の業務の適正を確保するための体制（以下「内部統制」という）を整備する。

1. 当社および当社子会社の取締役および業務を執行する社員(以下「取締役等」という)・使用人の職務執行が法令・定款に適合することを確保するための体制

- (1) 当社は、当社グループ (当社および当社子会社から成る企業集団をいう。以下同じ) のコンプライアンスに関する基本方針を制定し、代表取締役社長が繰り返しその精神を当社グループ各社の役員、従業員に伝えることにより、法令・定款遵守および社会倫理の遵守を企業活動の前提とすることを徹底する。
- (2) 当社は、コンプライアンス・リスク管理担当取締役を任命するとともに、コンプライアンス・リスク管理統括部署を設置し、当社グループ全体のコンプライアンス体制の整備および問題点の把握に努める。
代表取締役社長を委員長、コンプライアンス・リスク管理担当取締役を副委員長とするコンプライアンス・リスク管理委員会を設置し、コンプライアンス上の重要な問題を審議し、その結果を取締役に報告する。
- (3) 当社は、当社グループ各社の役員、従業員がコンプライアンス上の問題点を発見した場合は、すみやかに当社のコンプライアンス・リスク管理統括部署に報告する体制を構築する。
当社は、コンプライアンス相談窓口運用規程を定め、当社グループ各社の従業員が、当社のコンプライアンス・リスク管理統括部署または外部機関に直接通報することを可能とする連絡窓口を設ける。
報告・通報を受けた当社のコンプライアンス・リスク管理統括部署はその内容を調査し、再発防止策を担当部署と協議の上、決定し、当社グループ全体の再発防止策を実施する。
- (4) 当社は、コンプライアンスに関する基本方針に「反社会的勢力との関係を断ち、かつ不当な要求には屈しません。」と定め、当社グループ各社は、これに基づき市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力との断絶を掲げ、不当な要求等に対しては毅然とした態度で臨むものとする。
- (5) 当社は、金融商品取引法に基づく財務報告の信頼性を確保するための内部統制報告体制を構築し、

その運用および評価を実施する。

- (6) 当社のコンプライアンス担当者は、当社および当社子会社の役員、従業員に対し、年1回以上、法令遵守等に関する研修を行い、コンプライアンス意識の徹底を図る。
- (7) 当社の内部監査部署は、内部監査規程および関係会社管理規程に基づく監査計画にしたがい、当社子会社に対する内部監査を実施する。

2. 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

- (1) 当社の取締役の職務執行に係る情報については、経営情報管理規程を制定する。
- (2) 次の文書（電磁的記録を含む）について関連資料とともに、経営情報管理規程に基づき適切に保存・管理する。
 - ・ 株主総会議事録
 - ・ 取締役会議事録
 - ・ 計算書類
 - ・ 計算書類の附属明細書
 - ・ 稟議書
 - ・ その他代表取締役社長が指定した文書、帳票類

3. 当社および当社子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- (1) 第1項(2)により任命されたコンプライアンス・リスク管理担当取締役は、当社グループ全体のリスク管理基本規程を制定する。

同規程においてリスクカテゴリー毎の責任部署を定め、当社グループ全体のリスクを網羅的・総括的に管理し、リスク管理体制を明確化する。
- (2) 第1項(2)により設置されたコンプライアンス・リスク管理統括部署は、当社グループ全体のリスク管理に関する業務を所管する。
- (3) 当社の内部監査部署は、当社グループ全体のリスク管理の状況を内部監査する。
- (4) 第1項(2)により設置されたコンプライアンス・リスク管理委員会は、リスク管理上の重要な問題を審議するとともに、上述の内部監査の結果の報告を受け、当社グループ全体のリスク管理の進捗状況をレビューする。
- (5) 当社は、不測の事態または危機の発生に備え、当社グループ全体の危機管理基本規程および大規模災害時対応要領を定め、当社グループ各社の役員、従業員に周知する。

4. 当社および当社子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社グループ各社は、その規模や業態等に応じて、必要により、以下の経営管理システムを用いて、取締役等の職務の執行の効率化を図る。

- ① 職務権限規程、職務分掌規程、稟議規程等意思決定ルールの設定
- ② 取締役・執行役員を構成員とする常務会の設置
- ③ 当社グループ各社の取締役会による予算の設定と、月次・四半期業績管理の実施
- ④ 当社グループ各社の取締役会による月次業績のレビューと改善策の実施

5. 当社および当社子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- (1) 当社グループ各社は、当社グループ全体における内部統制の構築を目指し、当社グループ全体の内部統制に関する担当部署を当社のコンプライアンス・リスク管理統括部署とするとともに、当社および当社子会社間での内部統制に関する協議、情報の共有化、指示・要請の伝達等が効率的に行われるシステムを含む体制を構築する。
- (2) 当社取締役および当社子会社の社長は、各部署における業務の適正を確保するための内部統制の確立と運用の責任および権限を有する。
- (3) 当社の内部監査部署は、当社グループ各社の内部監査を実施し、その結果をコンプライアンス・リスク管理統括部署およびコンプライアンス・リスク管理担当取締役に報告し、コンプライアンス・リスク管理統括部署は必要に応じて、当社取締役および当社子会社の社長に対し内部統制の改善策の指導、実施の支援・助言を行う。
- (4) 当社子会社の取締役等は、当社の関係会社管理規程に定める子会社の重要事項に関する当社の事前承認の取得および子会社の営業成績、財務状況その他の重要な情報について、当社への報告を遅滞なく実行する。

6. 当社の監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項および当該使用人の当社の取締役からの独立性ならびに当社の監査役の当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

- (1) 当社は、監査役・監査役会の職務を補助する監査役会事務局を置き、同事務局に属する従業員は、専ら監査役・監査役会の指示に従って、その職務を補助する。
- (2) 当社の監査役・監査役会は、その職務の必要に応じて、管理本部および監査室に属する従業員を、一定期間、特定の監査のための職務を補助する者として指名することができる。（以下、(1)の従業員と合わせて監査職務補助者という。）
- (3) 当社の取締役は、監査職務補助者に対して、監査役・監査役会の指揮命令に従うことを指示するとともに、当該監査職務補助者がその指示を受けた職務を遂行することができるように、その者のその他の業務につき適切な配慮をしなければならない。
- (4) 監査職務補助者の解雇、配転、考課、賃金その他の報酬等の雇用条件に関する事項に関しては、当社の取締役はあらかじめ監査役会あるいはその者を監査職務補助者に指名した監査役に相談することを要する。
- (5) 当社の取締役は、上記(1)ないし(4)の具体的な運用の細目を監査役会と協議して定め、各項目の内容と合わせて当社内に公表することを要する。

7. 当社および当社子会社の取締役等および使用人が監査役会に報告するための体制その他監査役会への報告に関する体制

- (1) 当社の取締役は、「監査役会への報告に関する規程」に従い、当社グループに関する以下に例示する事項等を監査役会に報告する。ただし、常勤監査役あるいはその指名を受けた監査役が出席した会議等については、この報告を省略することができる。
 - ① 常務会で審議された重要な事項
 - ② 業務報告会で報告された重要な事項
 - ③ 会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事項

- ④ 内部監査に関する重要な事項
- ⑤ 重大な法令・定款違反に関する事項
- ⑥ その他コンプライアンス・リスク管理上重要な事項

(2) 当社グループ各社の役員・従業員は、上記(1)の③、⑤および⑥に関する重要な事実を発見した場合は、第1項(3)のコンプライアンス・リスク管理に関する連絡窓口を通じ、もしくは監査役に直接報告できるものとする。

(3) 当社子会社の取締役、監査役、執行役員または業務を執行する社員等から当該子会社について発生した上記(1)の③、④、⑤および⑥に準じる事項について報告を受けた者は、その内容を当社の監査役または監査役会に報告しなければならない。

(4) 上記(2)および(3)に基づき報告を行った従業員が、そのことを理由として、不利な取扱いを受けないように、当該従業員に対しては、コンプライアンス相談窓口運用規程に準じた当事者保護の措置をとるものとする。

8. 当社の監査役職務の執行について生ずる費用の前払または償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

(1) 当社は、監査役がその職務の執行について、当社に対し、会社法388条に基づく費用の前払等の請求をしたときは、当該請求に係る費用または債務が当該監査役職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理する。

(2) 監査役会が、独自の外部専門家(弁護士・公認会計士等)を、監査役のための顧問とすることを求めた場合、当社は、当該監査役職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、その費用を負担する。

9. その他当社の監査役職務の監査が実効的に行われることを確保するための体制

(1) 当社の監査役は、代表取締役社長との定期的な意見交換を、監査室の内部監査報告に合わせて行う。また、コンプライアンス・リスク管理担当取締役との定期的な協議の場を設け、意思疎通を図るとともに監査役会への報告等について遺漏のないことの確認を行う。

(2) 当社の監査役は、コンプライアンス・リスク管理委員会に出席し、監査の立場からの意見の反映を図る。

以上